

## 27 大選帝侯時代のベルリン医事、とくに ブランデンブルク医事勅令について

泉 彪之助

ブランデンブルク選帝侯フリードリヒ・ウイヘルムは、その卓越した業績によって大選帝侯 (Der grosse Kurfürst) と呼ばれたが、政策の一環としてブランデンブルク医事勅令 (das Kur- = Brandenburgische Medizinaledikto) を公布して領地の医事の向上にとめた。公国首府ベルリンの状況を中心に、これらの問題を概観する。

大選帝侯は、一六四〇年、三十年戦争の最中に選帝侯位についた。一六四八年、ウエストファール条約の締結によって三十年戦争は終結したが、戦争によって領地は荒廃し人口は減少しており、その復興が重要な課題であった。このため、大選帝侯はユダヤ人の移住を歓迎するなどの施策を実施した。

一六八五年、ルイ十四世はナント勅令を廃止し、ユグ

ノー(改革派教会信徒)はフランスに居場所を失ったが、大選帝侯はポツダム勅令を発して宗教的寛容を実現し、ユグノーを受け入れ、これがその後のドイツ文化興隆の重要な一因となった。

当時のベルリンの人口は約一万二千人であったが、ベルリンに移住してきたユグノーは六千人にのぼり、ベルリンの人口の三分の一がフランス人で占められた。移住して来たユグノーの中には医師・薬剤師・助産婦などが含まれ、ユグノーの居住地区内で医療業務に従事しただけでなく、後にはホーエンツォレルン家宮廷の侍医にもユグノーの医師が採用されるなど、ベルリンの医事の向上に貢献した。ベルリンにはフランス病院も建てられた。生理学者デュボア・レイモンは、移住してきたユグノーの子孫である。

ポツダム勅令と同じ年に発布されたブランデンブルク医事勅令は、先進国イタリアにならって制定された医事整備法令である。文献“Medizin in Berlin”によれば、その内容は、総則、医師に対する規則、薬剤師に対する規則、床屋医者に対する規則、浴場医者に対する規則、助

産婦に対する規則からなり、医師に対する規則と床屋匠者に対する規則には標準料金表が付属している。ブランデンブルク医事勅令(正確には、ブランデンブルク選帝侯領医事勅令)と名付けられているが、適用範囲はブランデンブルク公国だけでなく、同君連合の地位にあったプロイセン公国、ウエストファーレン条約によって獲得された新領地など、大選帝侯の支配領域全体が対象となっている。

大選帝侯は、宮廷侍医団に人材を求め、ブランデンブルク公国の領域にあったフランクフルト・アン・デル・オーダー大学の振興をはかるなど、公国の文化興隆に努めた。侍医団の中に、アジア・日本と関係の深いメンツエル (Christian Mentzel) がいる。

大選帝侯は一六八八年に死去したが、その後ホーエンツォレルン家の君主たちによって政策が継承され、一八世紀になって医事勅令は二度改正された。

一七〇一年にブランデンブルク公国とプロイセン公国が合併してプロイセン王国が生まれ、その完備した行政制度は王国興隆の基礎となった。大選帝侯のちようど百

年後にフリードリヒ大王が即位している。後にベルリンが世界最高の医学都市となった背景には、このような大選帝侯の貢献が関与しているよう。

(老人保健施設 陽翠の里)